

公明お知らせ

K O M E I • E D O G A W A • T O K Y O



<http://www.e-komei.com>

発行：公明党江戸川総支部／平成31年3月

公明党は守ります！UR居住者の暮らし

これまでUR賃貸住宅の居住者から寄せられた数多くの声を形にしてきた公明党。今年に入ってからも、以下の2つが大きく前進しました。

その1 高齢者向けの優良賃貸住宅 来年以降も家賃補助

所得が一定以下の高齢者を対象に、国などが20年間、家賃を補助するUR都市機構の高齢者向け優良賃貸住宅について、国土交通省は2020年2月に補助が終了する世帯が出ることを踏まえ、退去時まで家賃補助を延長することを決定。関連費は2019年度政府予算案に盛り込まれました。

高齢者向け優良賃貸住宅は、床の段差を解消したり、手すりなどを設置した居室。満60歳以上などの要件を満たせば入居可能で、世帯全員の所得月額の合計が15万8000円以下であれば、家賃の補助も受けられます。



その2 居住者の修繕費負担が大幅軽減

UR都市機構では、1月31日から賃貸住宅の修繕費の居住者負担項目を「81」から「11」に削減しました。

具体的には、畳の中で最も修繕費用がかかる芯材の畳床（たたみどこ）についてはUR側が負担。さらに日常生活で破損しやすい、ふすまの骨組みや戸ぶすま、壁や天井に張られたビニールクロス、台所換気扇なども、UR側で修繕することになりました。このうち、作業時間をする畳床やふすま骨組みの取り替え、ビニールクロスの補修については、50年を超える継続居住者から優先して施工。その後は、居住期間の長い人から順次改善し、快適な居住環境づくりを着実に進めます。

URが負担する主な修理項目

- ・畳床
- ・ふすまの枠組み
- ・戸ぶすま
- ・壁や天井のビニールクロス
- ・台所換気扇など

